

安全の手引き（グアム）

令和8年7月改訂
在ハガツニャ日本国総領事館

はじめに

グアムは、日本から近い常夏のリゾート地として毎年多くの観光客が訪れていますが、観光客などを狙った犯罪も少なからず発生しています。

また、毎年6月ころから11月ころは雨期に当たり、台風による大きな被害が発生することもあるなど、自然災害にも注意を払う必要があります。

この「安全の手引き」は、在留邦人およびグアムに滞在される皆様が安全に過ごすための基礎的な情報を提供することを目的として作成したものです。

皆様の安全な生活を守るためのヒントとしてご活用いただければ幸いです。

※ 本手引きに記載の情報や関係機関の連絡先は予告なく変更されることがあります。最新情報は必ず当該機関へ直接お問い合わせいただくか、ホームページなどで確認をお願いします。

「在留届」についてのお願い（3か月以上の長期滞在者）

在留届は、「旅券法」で、海外に3か月以上滞在する場合は、大使館・総領事館へ「在留届」を提出することが義務付けられています。

在留届は、ご本人およびご家族の各種領事手続きの際に利用されるだけでなく、在外公館からの緊急連絡、安否確認、救援活動など、緊急時の連絡を迅速に行うための貴重なデータでもあります。

在留届が提出されていないと、在外公館はご本人が海外に居住されていることを知ることができず、例えば大災害や事件事故が発生した場合にも連絡をとることができません。

在留届は、以下サイトからご提出いただくことができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、帰国、転居、家族構成の変更などの場合は、「変更届」の提出をお願いいたします。

詳細につきましては、当館・領事班までお問い合わせください。（TEL: +1 (671) 646-1290）

「たびレジ」活用の勧め（旅行者・出張者など3か月未満の短期滞在者向け）

「たびレジ」とは、外務省から旅行先の最新の安全情報を日本語で受信できるサービスです。

必要な情報をご登録いただくことで、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メールなどを受け取ることができますのでご活用ください。

「たびレジ」は以下のサイトからご登録いただくことができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

目次

第1章 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え
2. グアムの治安情勢
3. 過去の犯罪被害例
4. 被害を受けた場合の対応
5. 防犯のための具体的注意事項
6. 犯罪の加害・違法行為
7. 交通事情と事故対策
8. テロ・誘拐対策

第2章 緊急事態への対処

1. 緊急事態に対する基本的な考え方
2. 台風
3. 地震
4. その他緊急事態

第3章 主要連絡先一覧

第1章 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

グアムは、アメリカ本土や他の国・地域と比べて治安は比較的良好とされていますが、窃盗や強盗などの犯罪は多く発生しており、旅行者や居住者も被害を受けています。海外では、皆様方一人一人が海外の現地情勢に合った「知識」と「意識」を持ち、自ら安全対策を講じることが何よりも大切です。

(1) 貴重品から目を離さない

グアムで窃盗被害に遭う一番の原因は、貴重品から目を離すことです。食事や買い物、海水浴の際も決して貴重品から目を離すことなく、慎重に管理してください。また、車内にバッグ等を残したまま車を離れることも厳禁です。

(2) 多額の現金、貴重品は携行しない

海外では、日本人は多額の現金や貴重品を持っているという先入観をもっていることが多いため、犯罪のターゲットにされるケースが多くあります。外出する際には、なるべく単独での行動を避けるとともに、多額の現金や貴重品は携行しないなど、犯罪に遭わないよう安全策を講じてください。また、人前で財布を広げて現金を確認するなど「**目立つ行動をしない**」ことを基本としてください。

(3) 犯罪に巻き込まれても抵抗しない

海外では凶器（刃物、拳銃など）を所持している犯罪者が多く、近くに仲間が隠れている可能性もあります。強盗に襲われた場合、**生命の安全を第一に考え、絶対に抵抗しない**でください。

(4) 見知らぬ人を安易に信用しない

日本語で話しかけられた、道で迷った時に親切にしてもらった等、偶然に知り合った人を全面的に信じてしまうと、事件の被害者（詐欺、強盗、性犯罪など）になる場合があります。この種の被害に遭わないためにも、**安易に相手を信用せず**、少しでも「怪しい」と感じたら、ためらわずに「ノー」と断り、被害に遭わないよう常に心掛けてください。

(5) 深夜帯の外出を控える

深夜帯は、窃盗事件だけでなく暴行、傷害、性犯罪等の事件が日中と比較して大幅に増加します。ビーチや深夜飲食店、展望台などにおいて、日本人が被害に遭う事件が発生しておりますので、不必要な深夜帯の外出は控えてください。

2. グアムの治安情勢

グアム警察の最新統計によると、2023年のグアム島内における犯罪認知件数は14,832件で、その内訳を罪種別にみると、侵入窃盗、強盗、自動車盗などの財産犯罪のほか、傷害や不同意性交、殺人等の凶悪犯罪も多数発生しています。これらの犯罪には、銃器を使用したものや薬物に起因したものも多く、注意が必要です。実際、2024年1月夜間、ガンビーチ近くの路上で韓国人旅行者が射殺される強盗殺人事件、本年2月には大型商業施設駐車場において韓国人旅行者に対する銃器使用強盗事件が発生しました。グアムでは様々な犯罪が実際に発生しているということを十分認識してください。

2019年～2023年の5年間における主要犯罪の統計（出典：グアム警察） 単位：件数

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
犯罪件数	14, 442	11, 771	12, 791	15, 732	14, 832
殺人	7	7	10	9	7
強盗	79	62	53	131	109
不同意性交	116	219	62	60	46
傷害	361	275	367	394	354
財産犯罪	4, 048	5, 037	5, 281	6, 596	6, 555

3 過去の犯罪被害事例

観光客等を狙った強盗、ひったくり、置引き、車上ねらいなどの犯罪が多く発生しています。貴重品は体から離さない、ひと気のない場所を避ける、車内に物を残さないなど、防犯対策に努めてください。

(1) 主な犯罪被害例

ア 強盗

- ・午前 0 時ころ、女性 3 名がビーチを歩いていたところ、男 2 名にナイフ等で脅され、バッグを強奪された。被害者に怪我はなかった。
- ・午後 8 時 30 分ころ、女性数人がひと気のない道路を歩いていたところ、車から降りてきた男が拳銃を女性数人に突きつけ、バッグを奪い逃走した。
- ・午後 3 時ころ、女性 2 名がレンタカーを運転中、道に迷い車両を停車させたところ、近づいてきた車両が停車し、降車した男が女性の車のドアを開け、車内からバッグを強奪した。
- ・男女 2 名がレンタカーでビーチに向かっていた際、ジャングルから銃を持った男が現れ、車両を奪って逃走した。
- ・午後 3 時 30 分ころ、旅行者 5 名が車両で大型商業施設駐車場に停車したところ、男 3 名から銃を突きつけられ金品を強奪された。被害者に怪我はなかった。

イ 傷害

- ・午後 11 時ころ、男性 2 名がビーチで夜空を眺めていた際にバッグを盗まれ、犯人を追いかけたところ、相手から反撃に遭い、殴る蹴るの暴行を受けて負傷した。

ウ ひったくり

- ・午前 11 時ころ、女性 2 名が当地で有名な写真スポットで写真撮影を終え、ホテルロード方面に歩いていたところ、後方より近づいてきた乗用車の運転手が追い抜き際に車内から手を伸ばし、女性のバッグをひったくり逃走した。
- ・夕方、ショッピングセンターのバス停留所でバスを待っていた際、男にバッグをひったくられた。

エ 置引き

- ・ビーチで遊泳中、手荷物から目を離した隙に盗まれた。
- ・トイレ、空港内、ホテルのプール、レストラン・フードコート、ゴルフ場などにおいて、手荷物が

ら目を離した隙に盗まれた。

オ すり

- ・男女5名でビーチに座っていたところ、数名の現地人に「写真を撮ろう」と言われ、半ば強制的に写真を撮らされた。その後、2名の財布が盗まれていたことに気がついた。
- ・ホームセンター内でいつの間にかバッグのチャックが開けられて、貴重品が盗まれていた。

カ 空き巣、ホテルの客室ねらい

- ・一戸建ての自宅で就寝中に何者かが侵入し、目を覚ました住人と鉢合わせとなったが、住人が騒いだことから侵入者は何も奪わずに逃走した。
- ・展望台駐車場で車上ねらい被害に遭い、車内に置いていた貴重品在中のバッグなどを盗まれた。その際、バッグ内にはホテルカードキーを入れており、部屋番号を書いた紙を貼り付けていたことから、客室にも侵入され、金品を盗まれた。

キ 車上ねらい

これまで、展望台、公園、洞窟等やビーチ、ショッピングセンターやホテルの駐車場で被害に遭った旨の報告が当館に寄せられています。

ク 自動車盗

- ・駐車場にレンタカーを駐車し、ビーチから戻ったところ、車両が盗まれていた。ビーチに置いていた荷物を確認したところ、レンタカーの鍵だけが盗まれていた。

(2) 観光客の事故例

- ア ジェットスキー中に転倒して内臓を損傷し、病院で緊急手術が行われた。
- イ ダイビング後にボート上で体調が悪くなり、入院した。
- ウ 遊泳中に高波にさらわれた。
- エ 裸足でビーチを訪れ、鋭利なサンゴを踏み、足裏に裂傷を負った。
- オ バーで酒に酔った状態でプールに飛び込み、頸椎損傷の重症を負った。
- カ ビーチでサメに襲われ死亡した。

4. 被害を受けた場合の対応

(1) 犯罪被害に遭われた場合

不幸にして被害に遭われた場合、自力で被害品を取り返す等の行為は非常に危険です。犯人が銃器や刃物を隠し持っている可能性があるため絶対に抵抗せず、**安全な場所まで早く逃げたう**えで警察(911番)へ通報を行うか、近くの人に助けを求めてください。自身の生命を守る行動を優先してください。

(2) 海外旅行保険加入の勧め

当地の医療費は極めて高額であり、手術やICU(集中治療室)の必要があった場合、1千万円を超える医療費が請求されることもあります。また、グアムの医療施設は高度先進医療への対応が困難とされてお

り、重傷・重病になった場合は、医療専用機で日本、フィリピン等へ搬送され、数千万円を要することがあります。その場合、クレジットカード付帯の保険では不十分です。

旅行者の方は、ご出発前に緊急移送費用が補償されたキャッシュレス対応の海外旅行保険に加入のうえ、来島されることを強くおすすめします。また、最悪の事態に備え、旅行日程だけでなく、加入した保険の内容についても、日本国内のご家族にも必ず伝えておいてください。

当地在住の方も必要な保険に加入のうえ、万一来島に備えてください。

5. 防犯のための具体的注意事項

日頃から危険箇所がないか定期的に点検することが大切です。各項目を確認いただき、防犯対策にご活用ください。

(1) 住居における防犯対策

- ア 外出時、就寝時のみならず、在宅時も施錠、カーテンを使用する。
- イ 鉄製扉、ドアスコープ、チェーン錠、二重施錠など入口を強固にする。
- ウ 貴重品類の管理場所を定期的に見直す。
- エ 必要な防犯機器は費用を惜しまないで設置する。
- オ 窓下に箱などを置かず、不審者が侵入しにくい環境をつくる。
- カ 不意の来訪者がある場合は、ドアを開ける前に十分に身元を確認する。
- キ 不審な人物とエレベータに同乗しない。
- ク ご近所の方達から、周辺の治安情報の収集に努める。
- ケ 「緊急連絡先」を作成しておき、すぐに取り出せる場所に置いておく。

(2) 外出時の留意事項

- ア 銃社会であり、合法・非合法問わず相当数の銃が流通しており、犯罪に使用される場合があることを念頭に置き行動してください。
- イ 多額の現金は持ち歩かない。パスポートはホテルや自宅の安全な場所に保管し持ち歩かない。
- ウ 見ず知らずの者の自動車には絶対に同乗しない。また、路上などで声を掛けられても不用意な対応をせず、不審点や恐怖心を感じたら近くににいる人に助けを求める。
- エ オプショナルツアーに参加する場合は、事前に送迎時間、送迎方法、行き先等について確実に聴取する。送迎スタッフの身分を確認する。
- オ 深夜の外出は控え、日中であっても人通りの少ない場所には近付かない。
- カ 派手な服装や装飾品を控え、目立たない行動をする。
- キ 強盗に襲われた場合は、生命・身体の安全を最優先して、絶対に抵抗しない。

(3) ひったくり・置き引き対策

- ア 歩行中は背後から来る自動車やオートバイにバッグを取られないよう、できるだけ車道から離れた場所を通行する。
- イ 車道側にはバッグを持たない。

ウ ビーチ、レストラン、空港などでは所持品から目を離さない。特に、ビーチでの置き引き被害が多発していることから、海に入る場合は監視者を残す。また、ホテルや空港のカウンターで手続きをする際には、体から荷物を離さない。フードコートや座席に荷物を置いて「場所取り」はしない。

(4) 車上ねらい対策

- ア 短時間であっても必ず施錠する
- イ 車内には一切荷物を置かない。ゴミであっても貴重品と思われ、ガラスを割られるおそれがある。
- ウ 暗がりや人通りの少ない場所に駐車しない。また、駐車場や駐車車両内で時間を潰しているような者がいる場合、ターゲットが来るのを待ち構えている可能性があることから、駐車せずにその場を離れる。

(5) 性犯罪対策

- ア 昼夜問わず、ひと気のない場所には近付かない。
- イ 見ず知らずの者に誘われても絶対付いていかない。また、他人の車には絶対に同乗しない。
- ウ 部屋をノックされたら覗き穴から相手を確認し、見知らぬ者であればドアを開けずに対応する。
- エ 過度の飲酒は控える。また、飲み物に睡眠薬を混入されないよう注意する。
- オ 待ち伏せ、尾行など身に危険を感じた場合には、ホテル、商業施設、レストランなどに逃げ込み、助けを求める。

6. 犯罪の加害・違法行為

観光客が加害者として逮捕されることもあります。文化の違いや「知らなかった」は理由になりません。

(1) 観光客が加害者となった例

- ア 飲酒運転で逮捕された。
- イ 酒に酔い、トラブルになった相手を押し倒したとして暴行罪で逮捕された。
- ウ 酩酊状態の日本人観光客が空港職員に暴行し、公共の場における酩酊および暴行罪で逮捕された。
- エ 土産物店で商品を万引きして逮捕された。
- オ 酒に酔って商業施設を訪れ、女性店員の胸を触り逮捕された。
- カ クラブで知り合った女性を滞在先ホテルに誘い性的行為に及び、不同意性交罪で逮捕された。

(2) 家庭内暴力

当事者は単なる夫婦喧嘩や子どもに対するしつけ、家族・友人間の言い争いのつもりでも、周囲の住民が暴力行為として警察に通報すれば、事件として立件される場合があります。逮捕された場合には、弁護士、通訳費用等、多額の出費が必要になります。

(3) 薬物事犯

2019年3月グアム議会は、大麻（マリファナ）の一般使用を合法化する法律を可決し、一定の制限を設けた上で、マリファナの一般使用を認めました。大麻製品等の販売に向け、小売店等に対する営業許可

手続きも行われております。しかし、旅行者等の短期訪問者の方はマリファナに触れることがないようにしてください。また、米国連邦法において、マリファナは依然として違法薬物として定められています。故意過失問わず、仮に大麻を所持したままグアムを出国しようとし、空港において国土運輸保安庁（連邦政府機関）による保安検査で発見された場合は、米国連邦法違反として逮捕され、裁判を受けることになります。

また、マリファナ以外の薬物（覚醒剤など）についても、グアムでは多く流通している状況が見られますが、これらの薬物にも決して手を出さないよう十分注意をお願いします。

7. 交通事情と事故対策

(1) グアムでの運転

グアムでは、日本の運転免許証で入国日から 30 日間は運転することができます。日本で発行された国際運転免許証についても、通常免許と同じく入国から 30 日間のみが使用限度となります。

車両を運転する際は、日本の交通ルールとの違いを確認してください。

(2) 主な交通ルール等注意すべき点

- ア 速度はマイル表示（1 マイル＝約 1.6 km/h）ですので、速度超過にご注意ください。
- イ 多くの車が方向指示器を出さずに右左折、車線変更します。
- ウ 「No Turn On Red」等の標識がある場所以外は、赤信号でも一時停止した後、安全を確認した上で右折可能です。
- エ スクールバスが停車した場合は、対向車線も含めて全車両が停止しなければなりません。

(3) シートベルトの着用義務とチャイルドシートの使用義務

後部座席も含めて、車内の全ての同乗者にシートベルトの着用が義務づけられています。

また、年齢や身長によって形の異なるチャイルドシートの使用も義務づけられています。

- 新生児から 1 歳（または体重 20 ポンド（約 9k g）まで）

後部座席で後方に向けて設置する幼児専用シート（リアフェイシングシート）を使用。

- 1 歳から 3 歳（体重 20 ポンド（約 9k g）～40 ポンド（約 18k g）まで）

後部座席で前方を向いて設置する幼児専用シート（フォワードフェイシングシート）を使用。

- 4 歳から 7 歳（または身長 4.9 フィート（約 150cm）以下、または体重 40 ポンド（約 18k g）以上）

後部座席で前方を向いて設置する幼児専用シート（フォワードフェイシングシート）または座面のみの幼児専用シート（ブースターシート）を使用。

- 8 歳から 12 歳（または身長 4.9 フィート（約 150cm）以上）

膝ベルトと肩ベルトが付いた座面のみの幼児専用シート（ブースターシート）を使用。

(4) 観光客の交通事故例

- ア ホテルロードを横断中の日本人が、薬物を吸引していた少年が運転する車にはねられて死亡した。
- イ 横断歩道を青色信号で横断中、赤色信号で交差点を右折してきた車両に衝突されて負傷した。
- ウ 交差点を左折する際、直進車両用信号機を見て左折できると勘違いし、対向車両と衝突した。

(5) 平素からの注意点

ア 歩行者

- ・車優先意識が強く、歩行者のために停止する車は少ないと認識すること。
- ・速度超過運転が多いので、むやみに車道を横断せず、信号のある交差点や横断歩道を渡る。
- ・歩行者用信号機がある交差点でも、赤色信号で右折してくる車両に注意する。当地では、赤信号でも車両は交差点を右折可能。
- ・暗い場所が多いことから、夜間の歩行には十分注意する。可能であれば蛍光色の反射標を身に付け、自分の位置を明らかにするなどの事故防止に心掛ける。

イ 運転者（同乗者を含む）

- ・絶対に飲酒運転しない。飲酒した人に運転させない。
- ・スクールバスの停車中（停車ランプが点滅し、「STOP」合図板が出る）は、反対車線であっても車を停止させる。
- ・右側通行など日本と違う交通ルール、道路標識・表示に注意する。
- ・白色アスファルトはサンゴの混入により滑りやすいため、路面が濡れている時はより慎重な運転を心掛ける。

(6) 交通事故発生時の措置

交通事故に遭った場合には落ち着いて対処し、不用意な発言や態度は慎み、安易な示談に応じることなく警察に通報してください。

以下は、交通事故現場での対応の一例です。

- ① 警察への通報を行う。(911 番)
- ② 負傷者がいる場合は、救急車を要請する。(911 番)
- ③ 相手が逃走した場合、車のナンバー、逃走方向、色や型、運転手の特徴や乗車人員、事故発生時刻や場所および状況などを警察に通報する。
- ④ 運転免許証などから相手の氏名や連絡先のほか、勤務先、免許証番号、車のナンバーなどを控える。
- ⑤ 車は事故発生時の状態を保つ。その際、停止表示板を車の後方に置くなどして、二次的事故の発生の防止に努める。
- ⑥ 警察官の調書がよく理解できない場合、通訳を呼ぶなどして、内容を理解しないまま署名しない。
- ⑦ 保険手続などのために警察から（事故取り扱いの）ケースナンバーをもらう。
- ⑧ 担当警察官の名前、連絡先を聞いておく。
- ⑨ 加入している保険会社に通報する。
- ⑩ 少しでも身体に異常を感じた場合、速やかに医師の診断を受けて診断書を入手する。

8. テロ・誘拐対策

当地においては、テロ事件及び外国人を標的とした誘拐事件は発生しておらず、現在のところ、日本人・日本権益を標的としたテロ・誘拐の危険性は低いと見られています。しかし、当地には米軍関係者が多数在留していることから、多人数が集まる場所を狙った無差別テロを含めテロの可能性は否定で

きません。

テロの標的になる可能性のある場所（米軍関係者の多数集まるホテル、レストラン等）では特に注意が必要です。大勢の人が集まる場所では周囲の状況に注意を払い、時間差で2次、3次の爆発が起こる可能性もあることから、爆発音や発砲音が聞こえた場合、すぐに現場から離れるなど、自身の生命を守る行動をとってください。

第2章 緊急事態への対処

1. 緊急事態に対する基本的な考え方

当地はミクロネシア近海で発生する台風の通過点となることがしばしばあるほか、太平洋プレートがフィリピン海プレートの下に潜り込んでいるマリアナ海溝直近に位置していることから、台風や地震などの自然災害に遭遇する可能性がある地域です。このような自然災害の発生を事前に予測することは難しいことから、平素から災害の発生に備え、また、発生したときにどのように対処するかを考えておくことが重要です。

2. 台風

(1) グアム島の台風

グアム島は、ミクロネシア近海で発生した台風の通過コースに位置し、毎年6月ころから11月ころにかけて台風による被害が発生します。

グアムでは、風速毎時74マイル以上（秒速約33メートル）以上の台風をタイフーン、風速39から73マイル（秒速17から32メートル）の台風をトロピカル・ストームとされています。2023年5月には、大型の台風2号（マウワー）がグアム島を直撃し、最大瞬間風速140マイル（秒速約62メートル）を記録し、建物の損壊や大規模な停電等、全島で甚大な被害が発生したほか、空港が一時閉鎖され、在留邦人の生活や旅行者の帰国に大きな影響を与えました。本年4月及び7月にも台風が通過した際、停電や道路の遮断、航空機の欠航が発生しました。

台風が近づいている場合は、以下の点にご注意ください。

(2) 台風の警戒レベル

グアム政府当局から発表される台風の警戒レベルは、次のとおりです。避難指示・避難準備等の警告に従い、御自身で安全を確保するようにしてください。

◎ COR4（コンディション・オブ・レディネス 4）

*通常のグアムの状態。

◎ COR3（コンディション・オブ・レディネス 3）

*48時間以内に暴風域に入る見込み。

*島民は車に必要なガソリン、水・食料など生活必需品などを確保しておくこと。

*インターネット、ラジオ、ローカルテレビの最新情報を各自確認すること。

◎ COR2 (コンディション・オブ・レディネス 2)

- * 24 時間以内に暴風域に入る見込み。
- * 民家などはシャッターを閉めること。
- * 島民は車を屋内の駐車場などに入れること。
- * コンクリート製の住居に住まない島民は、台風避難シェルターに移動すること。
- * インターネット、ラジオ、ローカルテレビの最新情報を各自確認すること。

◎ COR1 (コンディション・オブ・レディネス 1)

- * 12 時間以内に暴風域に入る見込み。
- * 外出禁止。
- * インターネット、ラジオ、ローカルテレビの最新情報を各自確認すること。

(3) 台風接近時

ア 事前の情報収集

- 台風の進路・規模等
ナショナルウェザーサービス・グアムオフィス：<https://www.weather.gov/gum/>
 - A. B. ウォンパット国際空港運行情報
<https://www.guamairport.com/passenger/flights/flight-schedule>
 - その他、テレビ、ラジオ、インターネット情報等
- ※当館からは領事メール（在留届やたびレジ登録者宛のメール）、ホームページ、SNS にて安全情報を配信します。

イ 現金や物資等の確保

- 台風通過時は停電等により 1 週間以上 ATM が使えなくなったり、お店でクレジットカードが使用できなくなったりする可能性があることから、事前に現金を用意しておく。
- 飲料水、食料、ガソリン（満タンにしておく）、発電機燃料等の必要物資を準備しておく（最低 1 週間分）。
- 停電や断水に備え、クーラーボックスの準備やバッテリーの充電、生活用水の確保を行う（バケツや浴槽に水を貯めておく）。

ウ 窓の補強や周囲の整理

- 台風シャッターのある窓はシャッターを閉じる。なければベニヤ板等で補強する。
- 植木鉢等や自転車など屋外に置いてある物を屋内へ移動する。

エ 早めの避難

- 避難指示が出た地域は、当局の指示に従って早めに避難する。
- 旅行者は、旅行代理店やホテルの指示に従い、早期の帰国を検討又は安全な場所に避難する。
- 旅行前に台風の接近が予想される場合は、渡航の中止や延期も検討する。

(3) 台風襲来時

- COR1（外出禁止）が出ている場合は絶対に外へ出ない。
- 飛散物によるガラスの破損に備え、窓やガラスの近くには近寄らない。

- 身に危険が及んでいる場合には、躊躇せず救助を呼ぶ。

(4) 台風通過後

- COR1 が解除されるまで外出を控える。
- 停電による信号機の滅灯、倒木や電線の垂れ下がり等があるため、交通事故や感電等に十分注意する（二次被害の防止）。
- 停電や断水の復旧に時間がかかる可能性があるため、節電・節水に努める。
- 空港等の閉鎖により帰国できない場合、旅行者は可能な限り宿泊しているホテルを延泊する（被災を理由に新規宿泊客の受入れを実施しない場合があり、一度チェックアウトすると宿泊先が確保できない可能性がある）。

3. 地震

グアム島は、太平洋プレートとフィリピン海プレートの境目に近く、世界でも地震が多発する地域であり、1993 年 8 月、2002 年 4 月および 2008 年 5 月には大きな地震が発生しました。

地震が発生した場合は、次の点にご注意ください。

- ・ 建物の中で揺れを感じたら、机の下などに身を隠して揺れがおさまるまで待つ。
- ・ ショッピングモール等大きなガラスがある場所では、落下・飛散したガラスで怪我をしないようにガラスの近くから離れる。
- ・ 映画館などでは出入口が狭く、人が殺到することもあるので、落ち着いて行動する。
- ・ 運転中に揺れを感じたら、安全な場所に車を停車させて待機する。
- ・ ビーチでは津波に巻き込まれる恐れがあるため、高い場所へ避難する。

USGS(米国地質調査所) <https://www.usgs.gov/>

U.S. Tsunami Warning System <https://www.tsunami.gov/>

4. その他緊急事態

緊急事態がいつ発生するかは予測困難であるため、日頃からの準備が大切です。平素から緊急事態が発生した場合に如何に対応すべきか想定し、備えを怠らないようにしてください。

当館では、テロ、誘拐等の事件や大規模事案が発生した場合、邦人の方々の安否の確認や避難誘導のほか、当局から各種情報を収集し、事態を把握した上で必要な情報を提供するなど最大限の対応を実施します。

(1) 外務省の海外安全ホームページでは、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域の安全対策情報を確認することができます。

【外務省海外安全ホームページ】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

(2) 米国国土安全保障省のホームページでは、国家テロ警報システム(National Terrorism Advisory System)としてテロ警報情報を閲覧できます。

【米国国土安全保障省 国家テロ警報システム】

<https://www.dhs.gov/national-terrorism-advisory-system>

(3) 非常用物資の備え等

ア いざという時に備えて、家族の集合・避難場所を複数設定しておきましょう。

イ 緊急事態に備えて非常用物資などを準備し、まとめて持ち出せるようにしておきましょう。

ウ 緊急事態に備えてのチェックリスト

◎ 旅券（パスポート）

- ・ 有効期限が、少なくとも6か月以上残っているか？
- ・ いつでも持ち出せる状態にあるか？

◎ 査証（ビザ）、グリーンカード

- ・ 有効期限内であるか？
- ・ いつでも持ち出せる状態にあるか？

◎ 現金、預金通帳などの有価証券、保険証券、クレジットカードなど貴重品

- ・ 家族全員がある程度生活できる現金があるか？

◎ 自動車

- ・ 適切に整備されているか（燃料、タイヤなど）？
- ・ 車内に懐中電灯や地図などはあるか？
- ・ 車を持っていない人は、近所の人の車に同乗可能か？

◎ 携行品

- ・ 着替え
- ・ 洗面用具（タオル、歯磨き、石けんなど）
- ・ トイレットペーパー
- ・ 非常食

家族全員で1週間程度生活できる量を準備しておく（米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルクなどの保存食品および飲料水）

- ・ 医薬品
- ・ FMラジオ、短波ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー、懐中電灯、ろうそく、紙製食器など

第3章 主要連絡先一覧

●在ハガツニャ日本国総領事館 (671) 646-1290/5220

ホームページ URL: https://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

外務省海外安全ホームページ URL: <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●グアムの公的機関

- ・警察、消防、救急、沿岸警備隊共通の緊急電話 911
- ・グアム警察本部（代表） (671) 472-8911
- ・シニヤハニャ（中央）署 (671) 475-8541/8542
- ・デデド（北部）署 (671) 632-9808/9811
- ・アガット（南西部）署 (671) 472-8915/8916
- ・タモン・タムニング署 (671) 649-6330/9526
- ・グアム空港警察 (671) 646-0308/0321

※ 盗難・紛失届は管轄に関係なく、上記分署で受理されます。なお、盗難や紛失によるパスポートの再発給や渡航書の発給申請には、現地警察が発行する盗難（紛失）届受理証明書が必要です。

- ・米国沿岸警備隊 (U. S. Coast Guard) (671) 355-4824
- ・米国移民局メイン・オフィス（バリガダ） 1-800-375-5283（(671) 番は不要）
- ・税関・国境警備局（空港） (671) 642-7611
- ・グアム・ホームランド・セキュリティー (671) 475-9600
- ・米国運輸保安庁 (TSA) (671) 642-7600
- ・DMV（運転免許） (671) 635-7651/ (671) 635-1840/1841/ (671) 635-1813
- ・G P A（電力） (671) 647-5787~9（緊急） (671) 475-1472~4
- ・G W A（水道） (671) 647-7800/7803（緊急） (671) 646-4211
- ・パブリック・ヘルス（北部地域） (671) 635-7400

●航空会社

- ・ユナイテッド航空 (671) 645-8595/8311 チケットオフィス：1-800-864-8331
- ・日本航空 (671) 642-6100

●総合アシスタンスサービス（緊急時アシスタンス、通訳・翻訳）

- ・MAI（マイクロネシア・アシスタンス・インク） (671)-649-8147

●病院

【総合病院】

- ・グアム記念病院 (GMH) (671) 647-2330
- ・グアムリージョナルメディカルシティ (GRMC) (671) 645-5500

【以下、日本語対応可能】

- ・グアム旅行者クリニック (671) 647-7771
- ・アメリカン・メディカルセンター (671) 647-8262 ※通訳 (JIS GUAM) (671) 727-8808